

令和2年度 第1回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

| |
|-----------------------------------|
| 日 時 : 令和2年7月10日(金) 午前10時から午前11時まで |
| 場 所 : 宮城県行政庁舎10階 1001会議室 |
| 出席者 : 資料参加者名簿のとおり |

1 開会

事務局

ただ今から、令和2年度第1回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。

本日のご出席の委員は5名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

ここで、人事異動により事務局のメンバーに変更がございましたことから、事務局の紹介をいたします。

※事務局の紹介

それでは、江成委員長に議事進行をお願いいたします。

2 議事

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

江成委員長

傍聴の方はいらっしゃらないですね。

それでは、お手元の次第にしたがって議事を進めてまいります。まずは、議題の(1)大規模小売店舗立地法に基づく届出状況につきまして事務局からご説明をお願いします。

事務局

※届出状況

資料1に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ご説明にもありましたように、前回の委員会以降、新設の届出が1件、変更の届出が2件でした。届出状況につきまして何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。それでは次の議題に進みたいと思います。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

イ 【新設】(仮称)フレスコキクチ東松島店・(仮称)ツルハドラッグ矢本新沼店
(法第5条第1項)

江成委員長

続きまして、議題（２）大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について審議を行います。はじめに（仮称）フレスコキクチ東松島店・（仮称）ツルハドラッグ矢本新沼店の意見案について事務局からご説明願います。

事務局

※資料２に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明について、ご質問、ご意見はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ご説明の通りに進めていただくことにしたいと思います。

- ロ **【新設】（仮称）薬王堂東松島矢本店・（仮称）セブン-イレブン矢本あおい店**
（法第５条第１項）

江成委員長

続きまして、ロ（仮称）薬王堂東松島矢本店・（仮称）セブン-イレブン矢本あおい店の意見案について事務局からご説明願います。

事務局

※資料３に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。それでは、ただ今のご説明について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

蒔苗委員

附帯意見の部分で「駐車場の一部閉鎖、来客車両の徐行運転が徹底されないなどして、周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、追加的な騒音防止策を検討し」となっていますが、追加的に何かするというより、駐車場の一部閉鎖や来客車両の徐行運転を徹底してもらうのが先ですよね。「徹底するとともに追加対策を検討する」などの表現にした方がよいと思います。

事務局

例えば「苦情が申し立てられた場合は、騒音対策を徹底するとともに、追加的な騒音防止対策を検討する」といった表現でいかがでしょうか。

栗原委員

最初に「来客車両の徐行運転を徹底してください。」で切って、「その上で～」 「さらに～」 という流れがよいと思います。

本郷委員

確かに「徹底されないなどとして」とつながずに文章をいったん切り、「徹底してください。それが守られない場合には、追加対策をする」という2文にしたほうがよい気がしますね。

事務局

確認させていただきます。「騒音対策として実施することとしている駐車場の一部閉鎖、来客車両の徐行運転を徹底願います。なお、周辺住民から～」という文章に改めます。

江成委員長

今のことと関わるかと思うのですが、附帯意見をつけるかつけないかというのは、県として何か基準があるのですか。

事務局

周りに住宅等が配置されていたり、通学路で事故の恐れがあったりする場合に附帯意見を追加していることが多いです。

江成委員長

特段大まかな基準を設けているわけではないのですね。

事務局

はい。特にこれまでは、騒音レベルの夜間最大値が高く、住民の生活環境を守る必要がある場合や、交通量が多く、通学路がある場合について、附帯意見をつけています。

江成委員長

ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。

それでは、附帯意見の文章について修正をしていただくことにしたいと思います。

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案の報告について

イ 【変更】アクロスプラザ古川南（法第6条第2項）

江成委員長

続きまして、議題（３）の大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案の報告についてです。はじめにアクロスプラザ古川南の意見案について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料４に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明について何かご質問などはございますか。

蒔苗委員

確保している従業員駐車場を解約して、現在の駐車場に入れるというような内容でしょうか。

事務局

そうではありません。元々来客者用と従業員用の区別がなされていない状態でしたが、今回従業員用の部分を明確に区別する届出をしたということです。平成１３年くらいの新設時の届出では、指針の２８６台に対して届出台数３８５台で整理がされており、１００台分くらいは従業員用として余裕がある状態でした。

蒔苗委員

届出のきっかけは何かあったのですか。

事務局

おそらく後々ここを何かに使う予定があるのではないかとは思っていますが、設置者に確認したところ、現段階では未定ということでした。

江成委員長

ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。それでは、ご説明の通りに進めていただくことにしたいと思います。

ロ 【変更】イオンタウン名取（法第６条第２項）

江成委員長

続きまして、イオンタウン名取の意見案について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料５に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。それではただ今のご説明につきまして、ご質問などはございますか。

小林委員

今回は駐車場N o. 1の利用可能時間帯は24時間で変わりはないのですね。

事務局

そうです。

小林委員

駐車場N o. 2と荷さばき施設の利用可能時間帯が変わるということですよ。6ページの出入口N o. 2と出入口N o. 3で敷地内に反射ポール、出入口N o. 3に誘導看板がありますが、今回の工事で設置するのですか。

事務局

元々設置されているものです。

小林委員

今回の変更に伴って設置するのは出入口N o. 4のバリカのみですか。

事務局

そうです。

江成委員長

バックブザーの件ですが、ドライバーに伝えないといけないわけですよ。それはどういう具合に伝える予定なのですか。

事務局

設置者から荷さばきをする担当の方に対して説明を行うという形です。

江成委員長

時間帯は関係なく、店に入ってきたらブザーは止めるよう指示するということですか。

事務局

夜間のみです。

江成委員長

ありがとうございました。他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。それでは、ご説明の通りに進めていただくことにしたいと思います。

(4) その他

江成委員長

本日の議題については以上です。その他何かありましたらご発言をお願いします。

事務局

※次回の日程について説明

江成委員長

それでは、本日の議題はこれで全て終了いたしました。次回は8月下旬から9月上旬の開催予定ということですのでよろしくお願いします。

3 閉会

事務局

以上で今回の委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。